

21世紀新農政 2006

平成 1 8 年 4 月 4 日
食料・農業・農村政策推進本部決定

今後の農政の展開については、昨年、「21 世紀新農政の推進について～攻めの農政への転換～」(平成 17 年 3 月 22 日食料・農業・農村政策推進本部決定)及び「食料・農業・農村基本計画」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において方向付けられたところであり、これに沿って、農政全般にわたる改革を着実に進めているところである。

現在、我が国はグローバル化の一層の進展、人口減少社会への移行など、未だ経験したことのない社会構造の変化に直面しており、あらゆる分野での適切な政策対応が求められている。農業も、これらの社会変化に迅速かつ適切に対応しながら、これまで以上に国民生活の向上や我が国経済社会の発展に貢献していく必要がある。農業の未来を切り拓き、成長力を強化するためには、改革の先頭に立ち、「攻めの農政」の視点に立った国際戦略の構築と、国内農業の体質強化に向けた取組を、スピード感を持って推進していかなければならない。このため、これらを大きな柱として新たな施策を積極的・重点的に展開することにより、農政改革を加速化し、我が国の食料安定供給の確保や農業・農村の発展を、政府全体で後押しする必要がある。

このような視点に立って、引き続き、内閣に設置された各種本部と連携を図り、関係府省庁が一体となって、下記事項を内容とする「21 世紀新農政 2006」を推進することとする。

I. 国際戦略

1. WTO農業交渉、EPA交渉への積極的取組

WTOやEPA（経済連携協定）の国際交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念として、「守るところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」という姿勢で、戦略的かつ前向きに対応する。

その際、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指すとともに、国内農業の構造改革についても、引き続き、強力に推進する。

EPAについては、東アジアを中心としつつ世界全体に視野を広げ、新たな戦略の下でスピード感をもって交渉に取り組む。その際、我が国と相手国における農林水産業や食品産業の共存・共栄が図られることを基本とし、相手国における知的財産権の保護や食の安全の確保等を含む総合的な質の高いEPAの実現を図る。さらに、相手国・地域に応じ、食料貿易の安定に関する協定などの方策を含め幅広く検討する。

また、昨年12月のWTO香港閣僚会議の際に発表した「開発イニシアティブ」の積極的展開を図るため、全LDC（後発開発途上国）諸国原産の原則全産品に対する無税無枠の供与と併せ、南南協力などを通じた「売れる農林水産物づくり」に向けた人材育成を積極的に支援する。

2. 我が国農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的取組

重点的に市場開拓を行うべき国や地域ごとの輸出戦略を策定し、民と官が一体となって、日本食文化の海外普及、戦略産品を中心とした販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進する。

目標：農林水産物・食品の輸出額を5年で倍増
2,954億円（16年）→6,000億円（21年）

3. 東アジア食品産業共同体構想

国内市場は少子化・高齢化等により成熟化する一方、近隣には経済発展に伴い拡大傾向にある魅力的な東アジア市場が存在する。これらの市場は、欧米と異なる独特の食文化を持っている。これに着目してこれまでの発想を転換し、食品産業の海外進出を促進する。その際には、「攻め」の姿勢からのEPA推進戦略とも連携し、日本食文化の海外普及、輸出促進戦略、知的財産権やブランド保護の取組を十分活用する。

目標：東アジア（中国、台湾、韓国、ASEAN6ヶ国）における我が国食品産業の現地法人の活動規模を5年で3～5割上昇
売上高：84億ドル（17年度推計）→110～125億ドル程度（22年度）

4. 知的財産権の保護・活用を通じた国際競争力強化

我が国の優れた農林水産物・食品を知的財産と捉え、その権利化と積極的な保護・活用を推進することで、我が国農林水産品の国際競争力を強化する。このため、アジア諸国等への品種保護制度整備の働きかけ、育成者権侵害物品の輸出差止制度による水際取締りの強化、海外における育成者権や特許権等の取得と活用を推進する。

目標：(1) 植物新品種について

①出願件数を5年で5割増

1,385件(17年度)→2,000件超(22年度)

②審査期間を20年度に世界最短水準の2.5年に短縮
(16年度 3.1年)

(2) DNA 品種識別技術について、22年度までに、加工品(米、イチゴ)、牛肉の分析手法を確立
(米及びイチゴの収穫物については分析手法を確立済)

II. 国内農業の体質強化

1. 担い手の育成・確保と新規参入の促進

意欲と能力のある担い手に限定した品目横断的な経営安定対策の19年産からの導入に向け、女性を含めた担い手の育成・確保を加速化する。あわせて、地域共同の活動・営農により農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的な向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」の導入に向けた体制の整備を行う。

また、予算・金融・税制等の各種施策につき、担い手への更なる集中化・重点化を推進することとし、特に、公共事業を含む各種事業の採択等において、品目横断的な経営安定対策の対象となり得る担い手確保の取組を要件化することを検討する。さらに、生産基盤整備においても施策の重点化を進めるとともに、担い手への農地の利用集積を推進する。

農業経営への女性の一層の参画及び経営者としての適正な評価を促進するほか、意欲的な企業や若者の農外からの新規参入を促進する。

さらに、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業を促進する。なお、22年度に農政改革の成果の包括的点検を実施する。

目標：(1) 担い手の育成・確保

(17年)

(農業構造の展望(27年))

認定農業者 約19万5千

効率的かつ安定的な家族農業経営 33万~37万

集落営農 約1万

効率的かつ安定的な集落営農経営 2~4万

認定農業者等への
農地の利用集積面積 約5割

効率的かつ安定的な農業経営の経営面積 7~8割

(2) 一般企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156(17年度)→500(22年度)

(3) 新規就農者数(39歳以下) 毎年12,000人程度

2. 食料供給コスト縮減に向けた強力な取組

生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、上記1.の取組を強力に進めつつ、聖域を設けず強力に推進する。特に、農協の経済事業については、信用事業及び共済事業に比べて改革の遅れが目立っており、全農改革を進めるとともに、低廉な農業生産資材の供給と効率利用の推進、物流コストの削減等、改革の徹底を図る。このため、民間の経験、有識者の知見を活かしたコスト縮減委員会（仮称）を開催する。委員会の活用にあたっては、PDCA（Plan, Do, Check, Action）の仕組みを導入し、委員会の知見を反映する形で確実に改革を進める。

目標：食料供給コストを5年で2割縮減

Ⅲ. 食の安全・食育

1. 食の安全と消費者の信頼確保の徹底

農場から食卓までの食品安全の確保の徹底や、家畜や農作物等の病気や害虫の侵入・まん延防止により食料の安定供給に寄与する。また、消費者ニーズ等を踏まえたJAS規格の充実（一部の加工食品や養殖魚についての生産情報公表JAS規格の制定等）と食品表示の適正化等を通じて消費者への情報提供の充実を図る。

目標：（1）国内の家畜伝染病等の発生防止・まん延防止及び海外伝染病等の侵入防止
（2）食品表示の適正化及び新たなニーズに対応した JAS 規格の導入の推進

2. 食育の推進

食育基本法及び食育推進基本計画に基づいて食育を推進する。これに当たっては、国民が健全な食生活を実践することができるようにする観点から、家庭、学校、地域等様々な分野において国民運動として取り組むこととし、その一環として、消費者と生産者の信頼関係の構築を図るため、学校給食、観光とも連携し、地産地消を全国展開する。

目標：（1）学校給食における地場産物の使用割合
21%（16年度）→30%以上（22年度）
（2）様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合
42%（17年度）→60%以上（22年度）

IV. 新分野

1. 技術と知財の力で新産業分野を開拓

これまでも革新的な技術を活用した新食品・新素材の開発を行ってきたが、今後は更に、潜在的需要に合致した開発を進めるとともに、技術移転・地域ブランドの確立等、知的財産権を活用するための施策により、新ビジネスを構築して産地の形成等を進める。

現在、新技術によって開発された機能性農産物等の新食品・新素材の市場規模は、約200億円となっているところ、開発中の花粉症緩和米等も含めると、潜在的市場規模は5,000～6,000億円程度と予測される。当面は、おおむね5年後の市場規模を700億円程度とすることを目標とする。

目標：新食品・新素材の市場規模を5年で3倍超に拡大
約200億円（17年度）→700億円程度（22年度）

2. バイオマスから地球にやさしい自動車燃料

改定されたバイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、バイオエタノールなどの輸送用燃料の利用を促進するため、利用状況等を踏まえ、海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法について検討する。また、国産農産物等を原料としたエタノール利用の実例の創出、原料農産物の安価な調達手法の導入、低コストで高効率な生産技術の開発等により、国産のバイオマス輸送用燃料の利用促進を図る。更に、木材生産システムとも連携した木質バイオマスの総合的な利用を促進する。

目標：（1）バイオマス熱利用導入 原油換算308万kl（約760万CO₂トン、22年度、京都議定書6%削減約束の約1割）
（2）バイオマス輸送用燃料導入 原油換算50万kl（22年度）

V. 地域

○ 自ら考え行動する農山漁村の活性化

今後の農山漁村振興については、「立ち上がる農山漁村有識者会議」の提言を踏まえ、「地域ができることは地域に」との考え方のもと、地域間の切磋琢磨が農山漁村全体の活性化を導く手法へと転換する必要がある。このため、国の役割を見直し、多くの地域の活性化に向けた取組への参加促進、努力・創意工夫の促進、再挑戦の機会の提供を重点的に進める。また、農協等の意思決定過程及び農業経営への女性の参画を促進し、農山漁村における男女共同参画を推進する。

目標：農林水産業を核とした自律的で経営感覚豊かな取組によって活性化し、全国のモデルとなるような農山漁村の事例数 250（18～22年度の5年間）
（「立ち上がる農山漁村」選定事例数（16,17年度の2年間）60）

(参考)

「21世紀新農政の推進について」(17年3月22日食料・農業・農村政策推進本部決定)に基づいた取組の進捗状況

<p>1. <u>消費者重視の食料供給・消費システムの確立</u></p>	<p>農場から食卓までのリスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・リスク管理を一貫した考え方で行うため、食品の安全性に関するリスク管理の標準的な作業手順を記述した手順書を作成、公表(17年8月)。・農林水産省消費・安全局に「リスク管理支援チーム」を設置(17年11月)して、上記の作業手順書に基づくリスク管理を実施。・消費者、生産者、食品事業者等を中核メンバーとした「リスク管理検討会」を開催(17年10月、18年1月、3月)。・サーベイランス・モニタリング(有害化学物質による農林水産物の汚染の実態調査)を行う際に従うべき原則と枠組みを示すガイドラインを作成(「評価・公表」部分について17年6月に公表)。 <p>消費者への情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・流通に関するJAS規格の制定を可能にするJAS法改正法が成立(17年6月)。・農産物の生産情報公表JAS規格を制定(17年6月)。・有機畜産物等のJAS規格を制定(17年10月)。・マグロ、精米等の食品について、DNA分析技術を活用した品種判別による食品表示の科学的検証を実施。・「<u>「外出における原産地表示に関するガイドライン」</u>」(17年7月)を策定。・海苔及び養殖魚についてのトレーサビリティ・システム導入のためのガイドラインを策定(18年3月)。 <p>農業・食品産業・関連産業その他異業種も含めた連携の構築</p> <ul style="list-style-type: none">・食品産業事業者、生産出荷団体、農業者、消費者、学識経験者等からなる「『食』と『農』の連携強化検討会」を開催し(17年6月から5回)、食品産業と農業の連携及びコスト削減について、今後の対応と方向性等を明らかにした報告書を公表(18年1月)。・地域における食品産業・農業・関連産業等の連携を構築するため
---------------------------------------	---

	<p>の、食料産業クラスター協議会を 25 ヶ所で設立（18 年 3 月末現在）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品産業と農業の連携により、国産農産物の利用拡大に結びついた新製品を 32 商品開発。
2 . 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の基本理念を明らかにしてその方向性を示した食育基本法が成立（17年 6 月）。 ・食育推進会議において食育推進基本計画を決定（18年 3 月）。 ・食事の望ましい組み合わせやおおよその量を分かりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」を決定（17 年 6 月）し、小売及び外食産業向けの活用マニュアルを作成（17 年 12 月）。 ・有識者による地産地消推進検討会を開催（17年 5 月～）し、中間取りまとめを公表（17年 8 月）。また、全国地産地消推進フォーラム2006を開催し、約550名が参加（18年 2 月）。 ・全国600地区で、地域の地方公共団体、生産者、消費者等の関係者が連携した地産地消推進計画が策定見込（18年 3 月、17年度目標600地区）。
3 . 未来を拓く技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ・イネゲノムの解読の成果等を活用し、花粉症緩和米や、コシヒカリと同等の食味があり栽培しやすい「短稈コシヒカリ」等を開発（現在、実用化のために必要な安全性試験等を実施中）。 ・血圧調節作用を有するギャバを多く含む米、抗アレルギー性を有するメチル化カテキンを多く含む茶、抗酸化作用を有するアントシアニンを多く含む紫イモなど、機能性に優れた新品種を育成・普及。 ・衛星画像情報等を用いたほ場レベルでの水稻の生育診断技術や小麦収穫適期予測技術の実用化、田植えロボットのプロトタイプ開発など、情報通信・ロボット技術を活用した省力化・省エネ化技術を開発。 ・新たな工法を用いて耐候性を確保しつつ、大幅な低コスト化を実現した温室を開発し、普及。
4 . 地球温暖化防止に向けたバイオマスの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについて 72 %を利活用（14 年当時 68 %、22 年目標 80 %）。 ・バイオマスの高効率利用に係る技術開発や、バイオマス利用設備を導入する地方公共団体や民間事業者への導入補助の実施。 ・地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るため、市町村等が作成したバイオマスタウン構想を 44 件公表（18 年 3 月末現在）。 ・バイオマスエタノール混合ガソリン（E3）の実証事業を 6 ヶ所で実施し、エタノール製造・E3 供給を開始。

<p>5 . 高品質で安全・ 安心な我が国農 林水産物・食品の 輸出促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民と官が一体となって輸出を促進するため、農林水産物等輸出促進全国協議会を設立（17年4月）し、農林水産物等輸出倍増行動計画を策定（17年6月）。輸出促進のシンボルとするとともに、日本産品のブランド化を狙いとして一体的なアピールを行うためのロゴマークを公表（17年11月）。 ・ 北京、上海、香港、バンコク、台北の高級百貨店等において、日本産食品の常設店舗を開設（5店舗。18年3月現在）。 ・ 農林水産物・食品の展示・商談会を北京（17年6月）、上海（17年11月）、バンコク（17年12月）、ソウル（18年2月）において開催。 ・ 農林水産物・食品の輸出額は前年を12.1%上回る3,311億円（17年実績）。 ・ 種苗法を一部改正し、育成者権を加工品へ拡大（17年6月）。 ・（独）種苗管理センターに、権利侵害の相談窓口として品種保護Gメンを設置（17年4月）。
<p>6 . 農業・農村に関 する価値の社会 的共有</p>	<p style="text-align: center;">農山漁村経済の活性化、都市と農山漁村の共生・対流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「立ち上がる農山漁村」の有識者会議を開催（17年12月）。全国128の応募例の中から農山漁村活性化の先駆的事例を30例選定し、全国に発信・奨励。 ・ 「立ち上がる農山漁村」シンポジウムを開催（17年7月、11月）。 ・ 都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチームにおいて、各府省連携による「推進方策」を取りまとめ（17年7月）、世論調査（18年2月公表）結果等を踏まえた強化策の検討を開始（18年2月）。 ・ 「立ち上がる農山漁村」の有識者会議として「自ら考え行動する農山漁村活性化」について提言（18年3月）。 ・ 都市と農山漁村の共生・対流を進めるための社会実験の検討に着手。 ・ 多様な開設主体による市民農園の開設を可能とする、特定農地貸付法の改正法を施行（17年9月）。 ・ 農林漁業体験民宿の登録を拡大するため、農山漁村余暇法の改正法を施行（17年12月）。 ・ 「鳥獣による農林水産業被害対策に関する検討会」を開催（17年4月）し、報告書を取りまとめ公表（17年8月）。また、報告書を踏まえ、「野生鳥獣被害防止マニュアル - 生態と被害防止対策（基礎編） - 」を作成（CD版）し、都道府県、市町村、関係団体等に配布。

	<p>産地ブランドの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における食品産業・農業・関連産業等の連携を構築するための、食料産業クラスター協議会を 25 ヶ所で設立（18 年 3 月末現在）。（再掲） ・食品産業と農業の連携により、国産農産物の利用拡大に結びついた新製品を 32 商品開発。（再掲） ・（独）種苗管理センターに、権利侵害の相談窓口として品種保護 Gメンを設置（17年 4 月）。（再掲）
<p><u>7. やる気と能力のある経営者が中心となった農業構造の確立</u></p>	<p>担い手の明確化と支援の集中化・重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営に関する予算・金融・税制等の各種施策を担い手に集中化・重点化。 ・担い手を対象とする品目横断的な経営安定対策を 19 年産から導入するため「経営所得安定対策等大綱」を決定（17 年 10 月）。関連法案を 18 年通常国会に提出。 ・上記にあわせ、米政策改革を更に推進するため、19 年産からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行を目指し、その大枠を決定（17 年 10 月）。 <p>農外からの新規参入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化促進法等を改正し、一般企業の農業参入が可能な特区を全国展開（17 年 9 月）。参入法人数は16年10月の71から156へと増加（18年 3 月現在）。 ・農業法人の会社説明会や、独立就農の相談等を総合的に実施する「新・農業人フェア」を東京（17 年 6 月、7 月、9 月、18 年 2 月）、大阪（17 年 5 月、18 年 1 月）、札幌（17 年 11 月）で開催。 <p>食料供給コストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品産業事業者、生産出荷団体、農業者、消費者、学識経験者等からなる「『食』と『農』の連携強化検討会」を開催し（17 年 6 月から 5 回）、食品産業と農業の連携及びコスト削減について、今後の対応と方向性等を明らかにした報告書を公表（18 年 1 月）。（再掲） ・高速道路や港湾等の付近の流通業務施設を利用した配送の合理化等を促進するための、流通業務総合効率化促進法の改正法を施行（17 年 10 月）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子タグを活用した物流効率化実証実験を実施(18年2月)し、青果物における物流効率化モデルを構築(18年3月)。 ・「農業生産資材費低減のための行動計画」を製造・流通7団体及び46都道府県で改定(18年3月現在)。 ・全農の経済事業改革の中で、全農より農業生産資材費低減のための取組事項を含む業務改善計画を農林水産省に報告(17年12月)するとともに、これを踏まえて農業生産資材費低減のための行動計画を改定(18年3月)。 <p style="text-align: center;">農地・農業用水等の資源や環境の保全向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や都市住民を含めた農地・農業用水等の資源の保全向上活動と、農業生産に伴う環境負荷を大幅に低減する取組を総合的・一体的に支援する施策の枠組みを提示(17年10月)。 ・化学肥料や農薬を大幅に低減するための技術体系及び農家の経営に関する調査を実施。 ・効率的・効果的な手法を検討するため、全国約400地区で地域の実態を調査するとともに、有識者検討会を5回開催。 ・農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、農業環境規範を策定し、強い農業づくり交付金、バイオマスの環づくり交付金等5事業への関連付け(クロス・コンプライアンス)を行う等により、農業環境規範の普及・定着を推進。
<p>8. <u>食料自給率の向上</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率向上協議会を設立(17年4月)し、行動計画を策定(17年5月)した上で、推進状況の点検・検証を実施(18年3月)。 ・飼料自給率向上戦略会議、全国飼料増産行動会議及び全国食品残さ飼料化行動会議を設置(17年5～6月、18年2月開催)。全国137ヶ所で飼料増産重点地区を設置(18年2月現在)。食品残さ飼料化マニュアルを作成(18年1月)。